

令和7年度 埼玉県第4種サッカーリーグ戦
北足立南部地区細部運営要領

令和7年度埼玉県第4種サッカーリーグ戦実施要項（以下、「県要項」という。）確認事項9（2）に基づき、北足立南部地区細部運営要領を次のとおり定める。

1 移籍追加登録選手の承認 [県要項10（4）・付紙第2使用方法]

「移籍追加登録選手の詳細」の承認権者は、北足立南部第4種少年サッカー連盟会長とする。

2 エントリー表の提出 [県要項確認事項1（1）・付紙第1使用方法]

エントリー表は、自チームのリーグ戦第1試合当日の受付時に各会場本部に提出する。

3 北足立南部地区としての統制事項

（1）ブロック責任者を下記の8名（8ブロック）とする。

A	富澤 勝広	（和光市）	和光イレブン	090-8747-0015
B	日野 和利	（和光市）	新倉エイトワン	090-3228-4805
C	金井 友義	（朝霞市）	三原FC	090-8876-7964
D	清水 白高	（志木市）	セレザFC	090-2521-9764
E	水村 浩則	（新座市）	スカイファイトーズ	090-2635-7390
F	一色 義明	（新座市）	にいざえーす	090-3472-8192
G	大淵 勝仁	（戸田市）	F.C.NIIZO	090-3349-1953
H	神中 良行	（川口市）	新郷	090-8313-6671

（2）期間は4月から12月の間とし、4月から6月を前期、10月から12月を後期に区分して、下記日程を基準として行うが、各ブロックグラウンド確保状況などの事情により変更となる場合がある。

1節	4月	13日(日)	7節	10月	5日(日)
2節	4月	27日(日)	8節	10月	19日(日)
3節	5月	6日(日)	9節	11月	2日(日)
4節	5月	18日(日)	10節	11月	16日(日)
5節	6月	1日(日)	11節	11月	30日(日)
6節	6月	15日(日)	12節	12月	30日(日)

（3）天候その他の事由による中断・中止の場合 [県要項確認事項5]

① 中止については、会場ごとに調整のうえ決定し、関係チームに連絡する。

② 試合途中で中断した場合

・再開後の試合時間は規定の試合時間の残り時間とする。

・再開できない場合は、その時点の得点をもって試合終了とする。ただし、ブロック責任者、当該チームが合意のうえ、別日程で試合を行うことができる。

試合時間は規定の試合時間の残り時間とする。

(4) 表彰について

- 各ブロック 1位 賞状
- 2位 賞状
- 3位 賞状

(5) ブロック責任者（チーム）の業務

- ① 各ブロックの連絡調整役として、試合の日程、組み合わせ、審判の割当等を行う。
- ② 参加全チームの協力を得て円滑な運営に努める。
- ③ 各チームの最新版のエントリー表原本（付紙第1）移籍追加登録選手の詳細（付紙第2）をリーグ戦終了まで保管する。
- ④ 県要項別紙第2「報告事項一覧表」に示された次の報告を行う。
 - ・対戦予定：決まり次第その都度：報告先は別途指示
 - ・結果速報：試合終了の翌日中：報告先は別途指示
 - ・第4種選手権大会出場チームの最終版エントリー表（原本）：県要項別紙第2のとおり
 - ・運営状況チェック表：対戦終了の都度記録：県要項別紙第2のとおり
 - ・その他の報告事項：報告先は別途指示
 - ・審判報告書：県要項別紙第2付紙第3「その他の報告事項」①②のとおり

(6) 参加チームの義務

- ① 適任の有資格審判員を2名以上帯同すること（本部による審判証の確認を受ける。）
- ② 試合参加可否の予定を3週間までにブロック責任者に送付する。この際、参加否の場合は具体的な理由を明記すること（メール又はFAX）
- ③ 試合予定1週間以降のキャンセルは原則として不戦敗とする。
ただし、当該チーム同士で第3者の審判依頼を含めて調整し2週間以内（最終12月14日）に実施できた場合はこの限りではない。
- ④ 棄権の場合は事前にブロック責任者に連絡する。ただし、割当審判は履行しなければならない。
- ⑤ 県要項及び本細部運営要領を遵守する。特に、試合当日の正副ユニフォーム、選手証、審判証の携行及び事前の連絡、送付期限の厳守に注意する。